

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

壬生町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,768 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,961 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度が試行中であるため、成績率に差を設けず、一律の成績率で支給。  
成績率は6月については71/100（特定幹部職員は91/100）、12月については74.5/100（特定幹部職員は94.5/100）とした。

### (2) 退職手当（20年4月1日現在）

壬生町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給 制度無し)	( )				
1人当たり平均支給額	17,143 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当

#### (20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
制度無し			

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
制度無し		

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	410		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	136,667		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	1.1		%
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症の防疫に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の看護若しくは感染症の原因となる病原体の附着し、若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症の原因となる病原体を有する家畜若しくは感染症の原因となる病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	日額600円
下水道施設の運転管理業務従事職員の特殊勤務手当	下水道施設の運転管理業務に従事した職員	下水道施設の運転管理業務に従事したとき	日額400円
じん芥収集及び処理職員の特殊勤務手当	じん芥収集及び処理業務に従事した職員	じん芥収集及び処理業務に従事したとき	日額800円
行旅死病人等収容作業従事職員の特殊勤務手当	行旅死病人等収容作業に従事した職員	行旅死病人又は変死人の収容、立会作業等に従事したとき	日額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	52,244	千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	297	千円
支給実績(18年度決算)	41,247	千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	263	千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する手当 配偶者 月額13,000円 配偶者以外 月額6,500円 (16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同じ		31,938 千円	259,659 円
住居手当	住宅を借り受け又は購入した職員に支給する手当 借家 家賃に応じ月額27,000円以内 持家 月額2,500円(新築等の日から5年間)	同じ		8,904 千円	197,869 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は自動車等を使用した職員に支給する手当 交通機関利用者 運賃相当額 自家用車等利用者 月額2,000円～24,500円 支給限度額 月額換算55,000円	同じ		12,159 千円	52,638 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する手当 部長 月額79,650円 参事 月額75,225円 課長 月額62,325円 主幹(困難な事務を分掌するもの) 月額41,550円 主幹(上記以外) 月額39,660円 所長 月額29,616円	異なる	支給額	45,559 千円	569,488 円
宿日直手当	正規の勤務時間外に庁舎の保全等を目的とする勤務をした職員に支給する手当 日直勤務1回につき4,200円 (勤務時間が5時間未満の場合は勤務1回につき2,100円)	同じ		1,457 千円	13,371 円